

●第6期墨田区障害者行動計画

I 計画の期間・位置づけ

計画の期間	第6期：令和6年度から令和8年度までの3年間
計画の位置づけ	本計画は障害者基本法に基づく本区における障害者施策に関する基本的な計画であり、地域福祉計画の内容を踏まえ、障害者施策について取り組むべき施策を総合的、体系的かつ具体的に定めている。

II 令和6年度

1 事業実績

令和6年度事業計画について、主なものは以下のとおりである。

(1) 作業所等経営ネットワーク事業の実施【No.41】

スカイワゴンの庁舎での販売を週2回（火曜、木曜）合計97回実施するとともに、各種イベントへ出展し販売機会を拡大したことで、売上額が前年度比5%増の約692万円となった。

(2) 障害者グループホームの整備・支援体制強化支援【No.70】

重度身体障害者を対象とするグループホームについて、事業者による工事が着工された。また、重度障害者を受け入れる事業所に対して、支援体制強化に係る運営支援を行った。

(3) 障害者問題に関する啓発の実施【No.108】

区のお知らせ「すみだ」の紙面や、区公式YouTubeチャンネルでの動画配信等を通じて障害者施策を紹介した。すみだスマイル・フェスティバル等の啓発イベントを通じ、障害のある方の活動について広く周知し、障害に対する理解促進を図った。

2 事業評価

●事業数及び評価

評価	A	B	その他
計画書掲載事業数 143事業	141事業	0事業	2事業

A：計画どおり進んでいる場合

B：計画に遅れが生じている場合

その他：計画の見直し等の必要が生じている場合等

●評価「その他」事業一覧

- ・117 福祉のまちづくり施設整備助成事業の実施
- ・126 家具転倒防止・ガラス飛散防止器具取り付け事業

※上記2事業とも計画どおり実施しているが、申請件数が前年度より少なく、周知方法等に関して、所管課が連携し工夫して取り組む必要があるため、「その他」評価とした。

3 目標と実績についての分析

本計画における各事業について、件数等の数値に増減はあるが、概ね計画通り実施されている。

III 令和 7 年度

1 事業計画

令和 7 年度事業計画について、主な方針は以下のとおりである。

(1) 作業所等経営ネットワーク事業の実施【No.41】

スカイワゴンの庁舎での販売を週 2 回（火曜、木曜）合計 98 回（予定）実施するとともに、各種イベント等での自主生産品の販売機会拡大や、各作業所が連携した作業受注等により、工賃向上を目指す。

(2) 障害者グループホームの整備・支援体制強化支援【No.70】

重度身体障害者を対象とするグループホームについて、事業者による工事が予定されている。また、重度障害者を受け入れる事業所に対して、支援体制強化に係る運営支援を行う。

(3) 障害者問題に関する啓発の実施【No.108】

区のお知らせ「すみだ」の紙面や SNS での情報発信などを通じて障害者施策等を紹介する。すみだスマイル・フェスティバル等の啓発イベントを通じ、障害のある方の活動について広く周知し、障害に対する理解促進を図る。

2 事業計画に対する考え方

障害者基本法、障害者総合支援法に基づく障害者施策の推進、障害者差別解消法の理念を踏まえた啓発事業等を着実に実施し、障害の有無にかかわらず社会の一員として、住みなれた地域で共に尊重しあいながら暮らし続けられるよう、効果的な事業展開を図る。

●墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】

I 計画の期間・位置づけ

計画の期間	障害福祉計画【第7期】：令和6年度から令和8年度までの3年間 障害児福祉計画【第3期】：令和6年度から令和8年度までの3年間
計画の位置づけ	本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害者児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る計画最終年度末の数値目標や、各種障害福祉サービス等の見込み量を設定するとともに、各サービスを提供するための体制の確保を図る計画であり、地域福祉計画及び障害者行動計画の内容を踏まえ、その内容を定めている。

II 令和6年度

1 事業実績

令和6年度事業実績について、主なものは以下のとおりである。

(1) 相談支援体制の充実・強化のための取組【3(9) P127】

基幹相談支援センターの本格稼働に伴い専門職を配置し、相談支援体制強化の取組を開始した。

(2) 障害児支援の提供体制の整備等【2(5) P87】

既存の児童発達支援センター「みつばち園」に加え、児童発達支援事業所「すみだステップハウスおおぞらにじの子」においても、保育所等訪問支援を開始した（令和6年9月）。

2 事業評価

●事業数及び評価

評価	A	B	その他
計画書掲載 事業数 61事業	58事業	0事業	3事業

A：計画どおり進んでいる場合

B：計画に遅れが生じている場合

その他：計画の見直し等の必要が生じている場合等

●評価「その他」事業一覧

(※ 1：基本指針に定める成果目標、2：指定障害福祉サービス等 3：地域生活支援事業)

区分※	事業番号	事業名	説明
2	第2-8	自立訓練（生活訓練）	過去の実績が大幅な増加傾向であったため、第7期計画では見込み値を引き上げたが、実績はその見込み値より大きく下回ったため、次期計画では見込み量を見直す必要がある。
2	第2-37	精神障害者の自立訓練（生活訓練）	
2	第2-9	就労選択支援	※令和6年度は、まだ事業が開始していないため「その他」の評価とする。

3 目標と実績についての分析

本計画における各事業において、概ね計画通り実施されている。

指定障害福祉サービス等の利用実績の中では、特に「共同生活援助（グループホーム）」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」は増加傾向が続いている。利用ニーズは今後とも確認していく必要がある。

III 令和 7 年度

1 事業計画

令和 7 年度事業計画について、主なものは以下のとおりである。

（１）相談支援体制の充実・強化のための取組【3(9) P127】

相談支援従事者の質の向上をめざし、相談支援事業所支援の検証・検討の場の設置や研修会を開催し事業者支援と支援者支援を行う。また、地域における連携体制を構築し相談支援体制の強化に取り組む。

（２）障害児支援の提供体制の整備等【2(5) P87】

保育所等訪問事業について、ニーズの高まりに対応すべく、体制を拡充する。

2 事業計画に対する考え方

（１）相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターを設置し、身体障害、知的障害、精神障害に係る専門相談を行うほか、区内相談支援事業者の体制強化を図る等、地域における相談支援の中核的な役割を担っていく。

（２）障害児支援の提供体制の整備等

昨年度途中（令和 6 年 9 月）から開始した、すみだステップハウスおおぞらにじの子での保育所等訪問事業について、通年での事業を開始する。